

部活動地域移行について

令和6年(2024年)10月9日

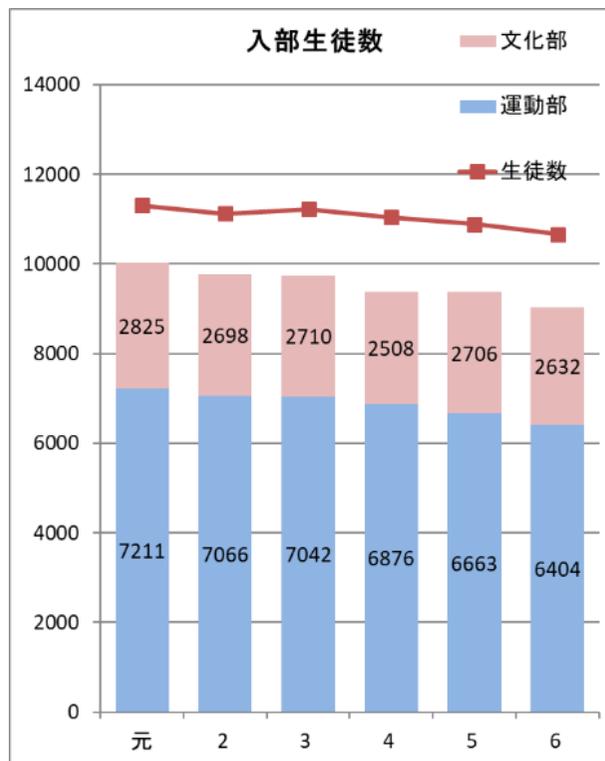
①部活動の現状

○部活動数（運動・文化別）設置種目の状況

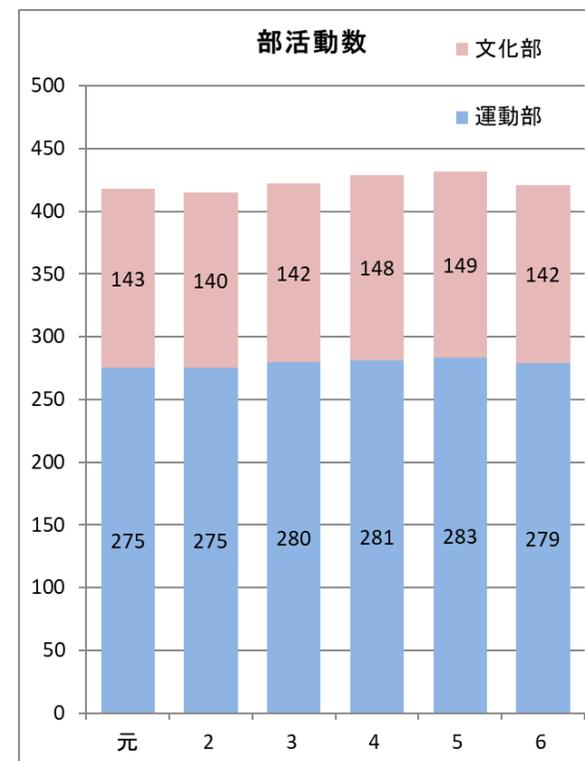
運動部	設置数		文化部	設置数
	男子	女子		
陸上	20	20	吹奏楽	20
水泳	8	8	コーラス	6
柔道	5	4	バトン	1
剣道	9	9	太鼓	1
バスケットボール	18	17	放送・広報	3
サッカー	17		理科・科学	8
バレーボール	8	18	技術・コンピュータ	1
ソフトテニス	14	15	美術	17
卓球	15	15	演劇	1
軟式野球	16		家庭・手芸・生活	4
ソフトボール		5	園芸	2
バドミントン	3	3	茶道	1
計	133	114	消防	1
			ボランティア	1
			ESS・英語	6
			囲碁・将棋	1
			総合文化	5
			計	79

浜甲子園中、鳴尾南中、高須中の連携校型合同部活動は1部活とカウント（3校で1部活動）

○加入人数・加入率の推移
（過去5年、運動・文化別）

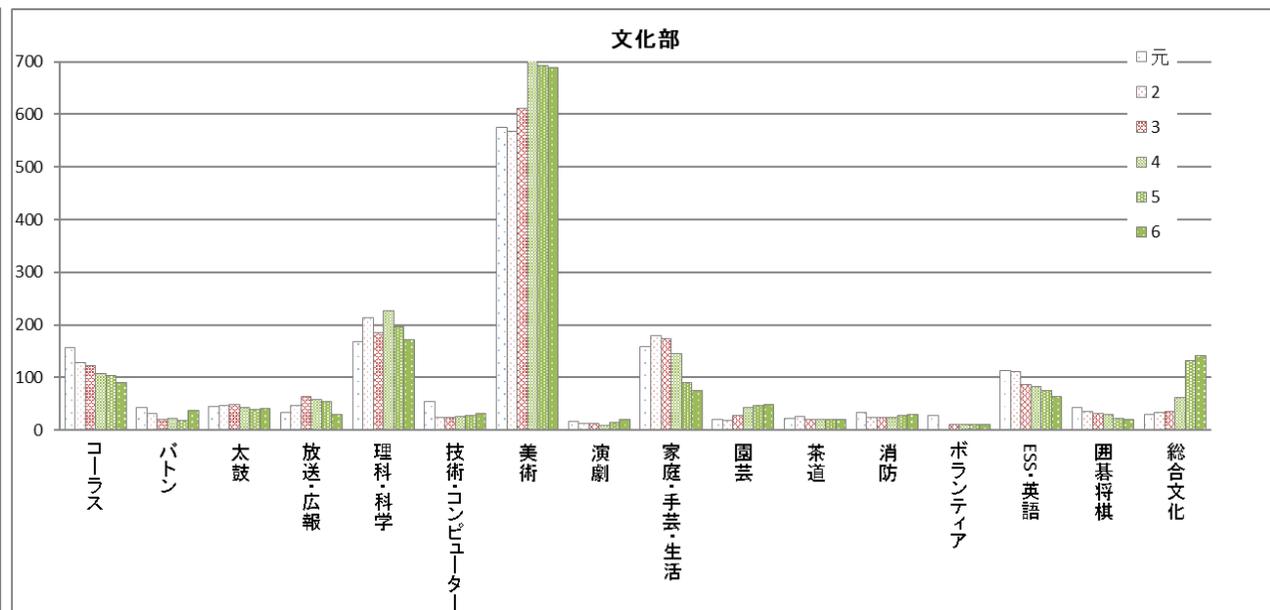
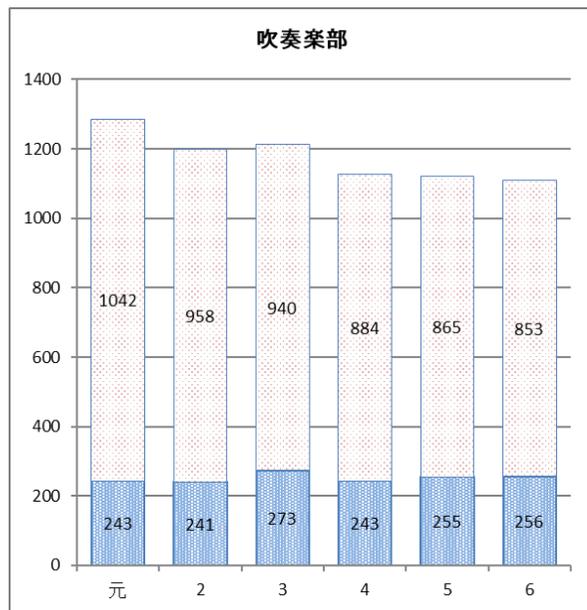
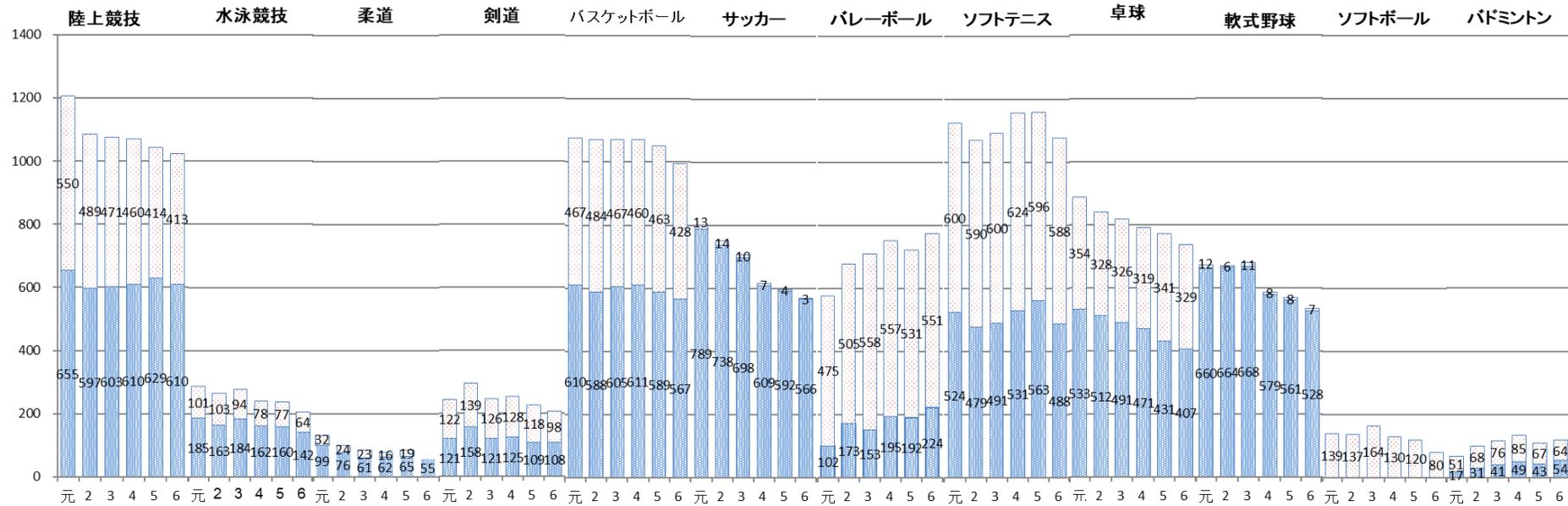


○部活動数の推移
（過去5年、運動・文化別）



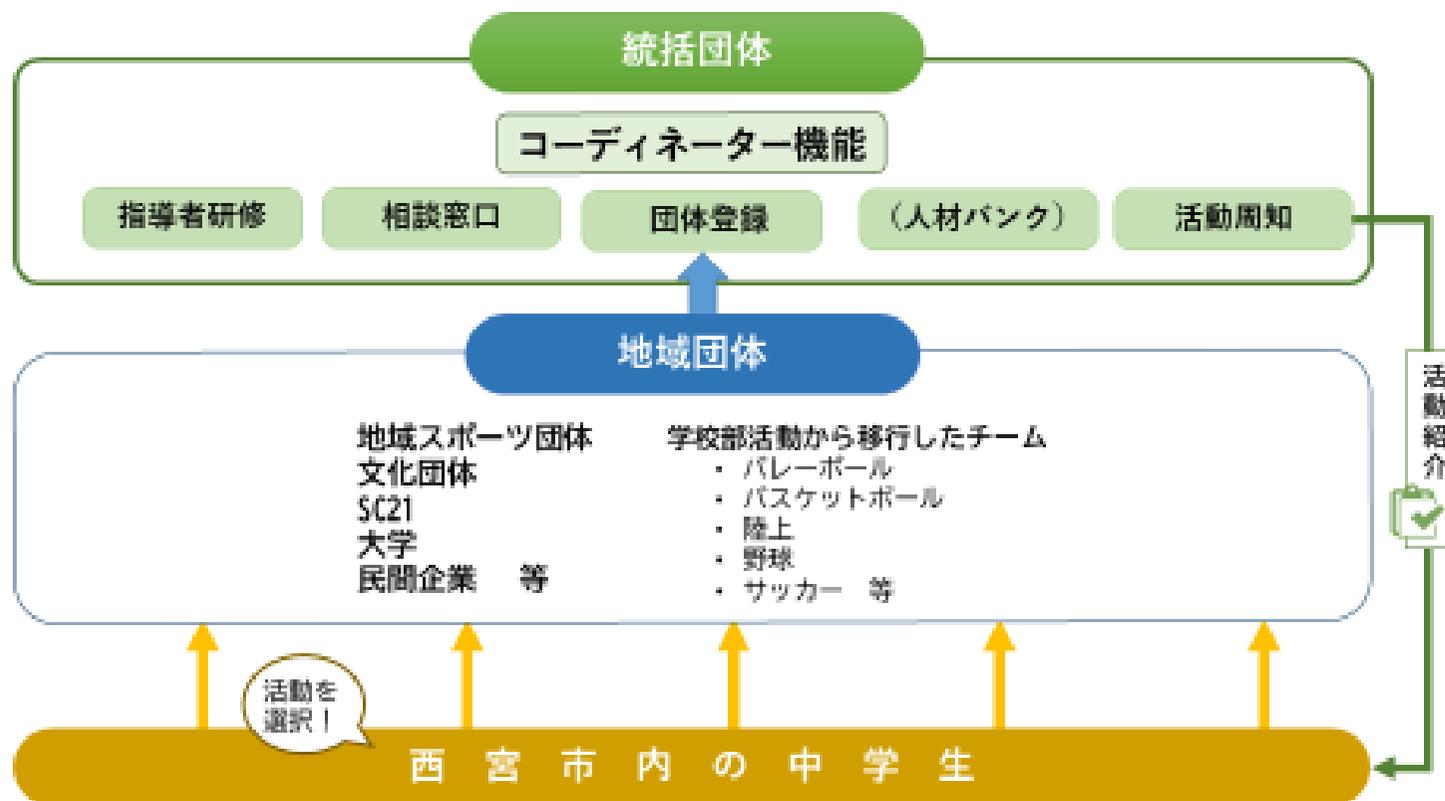
浜甲子園中、鳴尾南中、高須中の連携校型は、各校に設置している部活動とカウント

○加入人数の推移（過去5年、運動・文化各部別、男女別）



②地域移行後の体制、活動のイメージ図

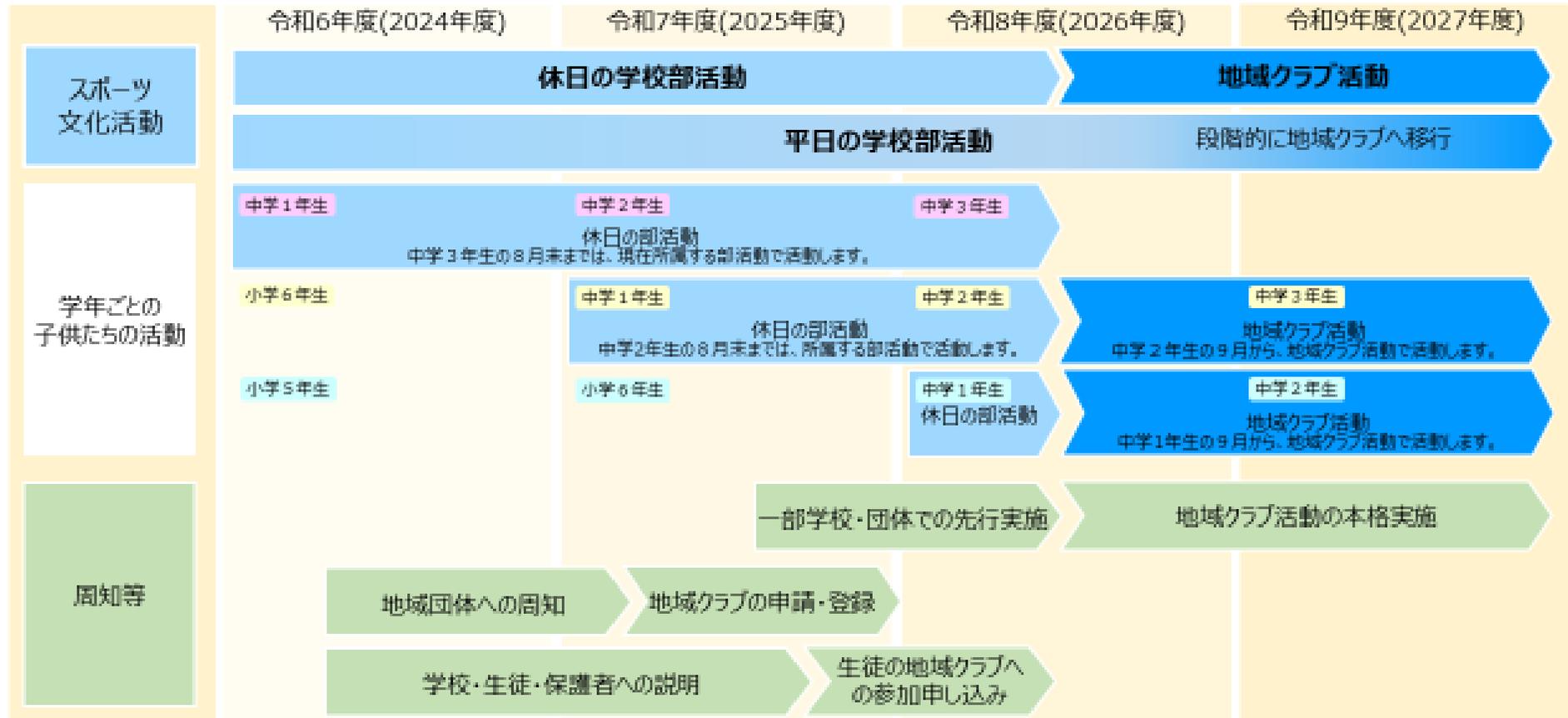
スポーツ・文化活動の体制（案）



全生徒数10,662人（運動部：279部6,404人 文化部：142部2,632人 加入率85%）

④進捗状況

スポーツ・文化活動の地域移行のスケジュール（案）



1. 西宮市立学校における教職員の超過勤務時間の実態について

- ・令和5年度（2023年度）、超過勤務時間の時間区分毎、1年間の延べ人数
- ・対象は、校長、教頭、教諭、臨時講師、養護教諭、栄養教諭、事務職員の全ての教職員。（単位：人）

	小学校	中学校	義務教育学校	特別支援学校
45時間以下	13,532（83%）	4,019（48%）	325（73%）	686（96%）
45時間超～80時間以下	2,678（16%）	3,197（39%）	117（26%）	32（4%）
80時間超～100時間以下	112（1%未満）	720（9%）	1（1%未満）	0
100時間超	33（1%未満）	338（4%）	1（1%未満）	0
延べ人数合計	16,355	8,274	444	718

◆80時間越えについて

- (1) 小学校 145人（0.88%） ⇒教員だけなら106人（0.64%）
 ※①校長6人。②教頭21人（内7人は100h越）。③養護教諭3人（456月）④事務9人を含む。
- (2) 中学校 1058人（12.7%） ⇒教員だけなら1006人（12.2%）
 ※①校長4人。②教頭38人（内6人は100h越）。③養護教諭10人（456月）を含む

2. 中学校で80hを越える主な理由 ～中学校長への聞き取りより、部活動を中心に

- ・80hを越える教員は、よく土日両日とも出勤している。部活動だけで帰らず、仕事で残っている。
- ・部活動関係で、大会の役員や運営の準備等の業務を平日にも行っている。
- ・朝の練習。夕方は18時まで部活動。生徒を帰らせ、そこから校務や自分の仕事ができる。打ち合わせや行事の準備、授業準備を行う。学年会など生徒の情報交換をすることは大事な時間である。
- ・生徒指導が入ると19時ごろまで対応している。生徒指導は、その日のうちに必ず保護者にまで説明を行う必要があり、放課後、家庭訪問や電話を行う。自動応答でかかってはこないが、教員からよくかけている。学校によっては、保護者に連絡がつきにくく、時間がかかる。そこから会うとなれば、22時頃から面談することもある。
- ・また、不登校対策も、人によって違う。朝よりも放課後や夕方の時間。学校に誰もいない時間なら登校できる生徒や、本人、保護者と個別に対応しようと思えば、部活動が終わってからのような時間の活用となる。家庭訪問や保護者との対応にも時間がかかる。
- ・特に、4・5月の業務は多い。トライやるや修学旅行などの準備に多くの時間がかかる。
- ・休む人や臨時講師の多さで、生指担当や主任、担任等、一部の人に業務の負担がかかっている。
- ・顧問を断る、土日の部活動に協力できない教員が増加し、顧問を依頼するだけでも困難な状況。

部活動の地域移行に関するガイドラインでの検討課題、当市の現状・対応など

		ガイドライン（※）での内容	現状・これまでの対応
学 校 部 活 動	体制構築	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の設置者及び校長は、時間外在校時間として月 45 時間以内、年間 360 時間以内とするよう、業務改善及び勤務時間管理を行う。 ・学校の設置者は、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 5 年度における状況として、小学校では 83%が 45 時間以内の時間外在校時間となっているが、中学校では 48%にとどまる。 ・令和 6 年度は 13 人の部活動指導員を配置。
	生徒のニーズを踏まえた環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・校長は、性別や障害の有無を問わず、多様なニーズに応じた活動ができる環境を整える。 	
	地域連携	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の設置者及び校長は、学校と地域が協働・融合した形で地域におけるスポーツ・文化芸術の環境整備を進める。 ・地域のスポーツ・文化芸術団体は、学校の設置者等と連携して学校と地域が協働融合した形で地域におけるスポーツ・文化芸術活動を推進する。 ・学校の設置者及び校長は、地域で実施されている分野と同じ分野の部活動については、休日の練習を共同で実施するなど連携を深める。 	
地 域 ク ラ	在り方	<ul style="list-style-type: none"> ・市区町村は、生徒の心身の健全育成等を図るためだけでなく、地域住民にとってもより良い地域スポーツ・文化芸術環境となることを目指し、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校等の関係者と理解と協力の下、生徒の活動の場として、地域クラ 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 5 年 5 月に学識者、学校関係者、地域スポーツ団体代表、地域文化団体代表、保護者、行政関係者をメンバーとする西宮市部活動地域移行推進協議会を設立。

ブ 活 動		<p>ブ活動を行う環境を速やかに整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒のみならず地域住民を対象とした地域スポーツ・文化芸術活動全体を振興する契機とする。 	
	参加者	<ul style="list-style-type: none"> ・学校部活動に所属していない生徒、苦手な生徒、障害のある生徒など希望する全ての生徒を想定する。 	
	運営団体	<ul style="list-style-type: none"> ・市区町村は、関係者の協力を得て、地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実を支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・統括団体への支援の在り方について、検討中。
	連携体制	<ul style="list-style-type: none"> ・市区町村は、首長部局や教育委員会の中の地域スポーツ・文化振興担当部署や社会教育・生涯学習担当部署、学校の設置・管理を担う担当部署、地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者からなる協議会などにおいて、定期的・恒常的な情報共有・連絡調整を行い、緊密に連携する体制を整備する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年5月に学識者、学校関係者、地域スポーツ団体代表、地域文化団体代表、保護者、行政関係者をメンバーとする西宮市部活動地域移行推進協議会を設立。
	指導者	<ul style="list-style-type: none"> ・市区町村は、専門性や資質・能力を有する指導者を確保する。 ・地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、スポーツ・文化芸術・団体の指導者など様々な関係者から指導者を確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年5月開催の協議会において、関係団体に要請。 ・令和5年11月には、市内の大学（武庫川女子大学、関西学院大学等）への指導者への派遣についてアンケートを実施。
	教師等の兼職兼業	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会は、地域クラブ活動での指導を希望する教師等が、円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、規程や運用の改善を行う。 	
	活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、競技・大会志向の活 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域クラブ活動の内容等について、統括団体

		<p>動だけでなく、体験教室、レクリエーション的活動、シーズン制の活動、アーバンスポーツ、ユニバーサルスポーツなど、生徒の志向や体力等の状況に適した機会を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、他の世代向けに設置されている活動に生徒と一緒に参画できるようにする。 ・地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、地域で実施されている活動内容等を生徒・保護者に対して周知する。 	の HP で周知できるよう調整中。
	活動場所	<ul style="list-style-type: none"> ・市区町村は、営利を目的とした民間事業者等が学校施設の利用が可能となるよう改善を行う。 ・市区町村は、地域クラブ活動を行う団体に対して学校施設等について低廉な利用料を認めるなど、負担軽減や利用しやすい環境づくりを行う。 ・協議会などを通じて地域クラブ活動の際の学校施設の利用ルールを策定する。 	・規程の見直しを検討中。
	会費	<ul style="list-style-type: none"> ・地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定する。 ・市区町村は、経済的に困窮する家庭の生徒の地域クラブ活動への参加費用の支援等の取組を進める。 	・困窮する家庭の生徒への支援について検討中。
	保険	<ul style="list-style-type: none"> ・各競技団体等は、地域クラブ活動の運営団体・実施主体が加盟するに当たって、指導者や参加者等に対して指定する保険加入を義務付けるなどする。 	
移行	検討体制	<ul style="list-style-type: none"> ・市区町村は、関係者からなる協議会等を設置する。 ・アンケートなどを通じて生徒のニーズを適宜把握する。 	・令和 5 年 5 月に学識者、学校関係者、地域スポーツ団体代表、地域文化団体代表、保護者、

に 向 け た 環 境 整 備		<ul style="list-style-type: none"> ・市区町村は、今後は地域のスポーツ・文化芸術環境の整備を進める観点から、学校の設置・管理運営を担う担当部署との緊密な連携・協力に基づき、地域スポーツ・文化振興担当部署や生涯学習・社会教育担当部署が中心となって取り組むことが考えられる。 ・市区町村の競技団体などの関係団体は、指導者の養成・派遣や活動プログラムの提供などにより環境整備に参画する。 	<p>行政関係者をメンバーとする西宮市部活動地域移行推進協議会を設立。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年10月に学校教育課担当課長・係長、コーディネーター、文化スポーツ課長、同担当課長、係長等をメンバーとするプロジェクトチームを設立。
	地方公共団体における総合的・計画的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・市区町村は、例えば推進計画の策定等により、関係団体、学校保護者等に対し、スポーツ・文化芸術環境の方針、具体的な取組の内容、効果、スケジュール等を分かりやすく周知する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・推進計画の策定に向け、協議会において検討中。
大 会	参加機会の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・市区町村は、地域クラブ活動も参加できる大会に対して、補助金や後援名義、学校や公共施設の貸与等の支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大会参加への支援の在り方について、検討中。
	引率	<ul style="list-style-type: none"> ・市区町村において、部活動指導員や外部指導者による引率を認めていない場合は、引率が可能となるよう見直す。 	
	大会運営への従事	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会や校長は、大会運営に従事する教師等の服務上の扱いの明確化や兼職兼業の許可について、適切な服務監督を行う。 	
	大会等の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ・域内の中体連、学校の設置者は、協議会の場を活用し、大会の統廃合等を主催者に要請するとともに、生徒が参加する大会数の上限の目安を定める。 	

(※)「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」(令和4年12月 スポーツ庁・文化庁)